

清須市成年後見制度 利用促進基本計画 (令和5年度～令和9年度)

令和5年3月
清須市

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定について | 1 |
| 1 計画の背景と趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画策定の流れ及び体制 | 3 |
| 第2章 清須市における現状と課題 | 4 |
| 1 人口 | 4 |
| 2 高齢者の現状 | 4 |
| (1) 高齢者世帯の状況 | 4 |
| (2) 要介護認定者数及び認定率の推移 | 5 |
| (3) 認知症高齢者自立度の認定者数推移 | 5 |
| 3 障害者の現状 | 7 |
| 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数の推移 | 7 |
| 4 成年後見制度に関する利用の現状と課題 | 7 |
| (1) 成年後見制度利用状況 | 7 |
| (2) 成年後見制度の利用支援事業の取組 | 9 |
| (3) 成年後見制度に関する課題 | 9 |
| 第3章 成年後見制度利用促進に向けた具体的な取組 | 10 |
| 基本目標1 成年後見制度利用促進のための体制整備 | 11 |
| 施策1 地域連携ネットワークの構築 | 11 |
| 施策2 地域連携ネットワークの基本的な仕組みづくり | 11 |
| 施策3 中核的な機関の体制整備 | 12 |
| 基本目標2 成年後見制度の利用促進 | 13 |
| 施策1 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う基本的な機能 | 13 |
| 施策2 中核機関において開催される会議 | 14 |
| 基本目標3 地域連携ネットワークの推進 | 14 |
| 施策1 関係機関との連携強化 | 14 |
| 第4章 計画の推進 | 16 |
| 1 「清須市成年後見支援センター運営協議会」の設置 | 16 |
| 2 成年後見制度の利用助成に関する検討 | 16 |
| 3 基本目標の実行計画 | 17 |
| 4 評価指標 | 17 |

| | |
|--------------------------|----|
| 資料編 | 18 |
| 1 計画策定経過 | 18 |
| 2 設立準備委員会設置要綱 | 19 |
| 3 清須市成年後見センター設立準備委員会委員名簿 | 20 |

第1章 計画策定について

1 計画の背景と趣旨

成年後見制度とは、ノーマライゼーション（※1）や自己決定権の尊重（※2）等の理念と本人保護の理念との調和の観点から、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分で、「不動産や預貯金などの財産を管理する」、「介護施設への入所・介護サービス・入院に関する契約を結ぶ」、「遺産分割の協議をする」などの行為ができない方を保護し支援する制度です。

平成12年からこの制度は始まりましたが、十分に知られておらず、支援を必要な人が利用できていない状況となっています。そこで、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）を施行し、この法律に基づく、「成年後見制度利用促進基本計画」では、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとしています。

また、国において令和4年3月25日には、「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととなりました。

本市においても、国の基本計画を勘案した「清須市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することで、本市の成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

※1 成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〈国の基本方針〉

国の成年後見制度利用促進基本計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。※P11参照）の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めています。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を越えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会が繋がり、またすべての住民が障がいの有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

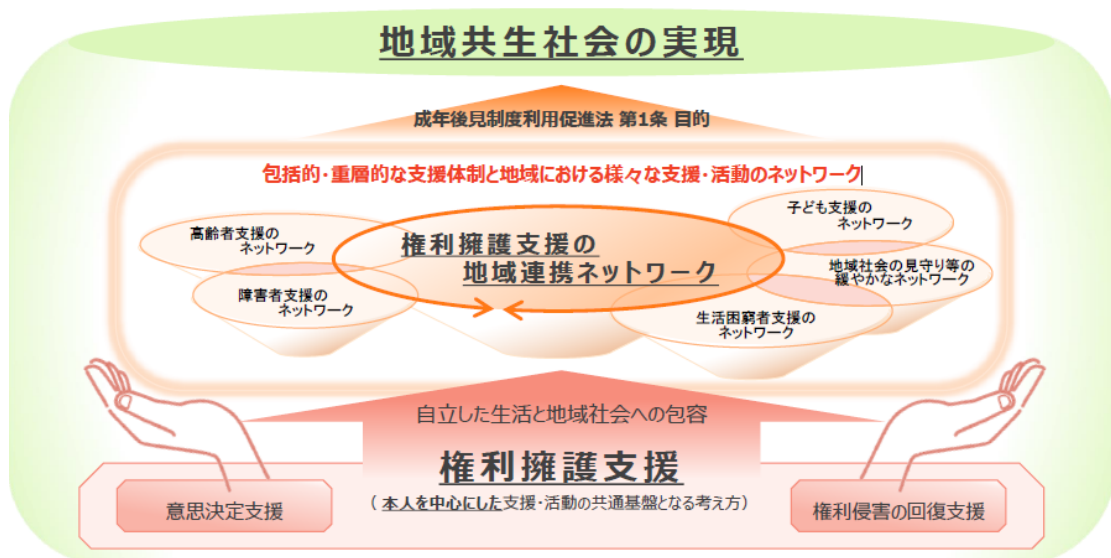
〈国の基本的な考え方〉

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進します。

成年後見制度は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、本人らしい尊厳のある生活を継続することができる体制を整備し、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。

また、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組みます。

- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 本人にとっての成年後見制度を利用することの必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること
- (2) 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要があります。



出典：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」

2 計画の位置づけ

本計画は、「清須市第2次総合計画」、「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第3期障害者基本計画」、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」との整合性を保ちながら、認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護支援のための計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度の5年間を対象とし、今後国の計画見直しを踏まえて、基本計画の見直しを行う予定です。

| 年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|------------------------------------|-------------------------|---------|-------|-------------------------|-----------------------|--------|
| 国計画 | 第2期成年後見制度利用促進基本計画 (令和4年度～令和8年度) | | | | 第3期成年後見制度利用促進基本計画 | | |
| 清須市 計画 | 第2次総合計画(後期) (平成29年度～) | | 第3次総合計画 | | | | |
| | 成年後見制度利用促進基本計画 | | | | | 第2期成年後見制度 利用促進基本計画 | |
| | 高齢者福祉計画 第8期介護保険 事業計画 | 高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 | | | 高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画 | | |
| | 第3期障害者基本 計画 | 第4期障害者基本計画 | | | | | |
| | 第6期障害福祉 計画・第2期障 害児福祉計画 | 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 | | | 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 | | |

4 計画策定の流れ及び体制

令和4年4月に「清須市成年後見センター設立準備委員会」を設置し、学識経験者、司法関係者、医療関係者、福祉関係者等より基本計画策定に関し審議を重ねました。

また、令和5年1月11日から2月9日には市民等により意見募集(パブリック・コメント)を実施しました。(意見提出件数:0件)

第2章 清須市における現状と課題

1 人口

本市の人口は近年増加傾向にあり、令和3年4月1日時点の人口は69,239人となっています。そのなかでも、65歳以上のうち、特に75歳以上の高齢者人口が大きく増加している状況です。

(人)

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 67,096 | 67,974 | 68,734 | 69,029 | 69,209 | 69,239 |
| 0~14歳 | 9,720 | 9,904 | 10,050 | 10,160 | 10,156 | 10,074 |
| | 14.5% | 14.6% | 14.6% | 14.7% | 14.7% | 14.5% |
| 15~64歳 | 41,840 | 42,297 | 42,723 | 42,773 | 42,891 | 42,963 |
| | 62.4% | 62.2% | 62.2% | 62.0% | 62.0% | 62.1% |
| 65歳以上 | 15,536 | 15,773 | 15,961 | 16,096 | 16,162 | 16,202 |
| | 23.2% | 23.2% | 23.2% | 23.3% | 23.4% | 23.4% |
| 65~74歳 (再掲) | 8,371 | 8,274 | 8,168 | 8,068 | 7,924 | 7,928 |
| | 12.5% | 12.2% | 11.9% | 11.7% | 11.4% | 11.5% |
| 75歳以上 (再掲) | 7,165 | 7,499 | 7,793 | 8,028 | 8,238 | 8,274 |
| | 10.7% | 11.0% | 11.3% | 11.6% | 11.9% | 11.9% |

(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

2 高齢者の現状

(1) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上人口は令和3年で16,202人となっており、そのうち一人暮らし高齢者は3,852人、割合は23.8%となっています。

また、65歳以上人口の増加に対して、一人暮らし高齢者の人口増加が顕著となっています。

(人)

| 区分 | 平成30年 | | | 令和元年 | | | 令和2年 | | | 令和3年 | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | |
| 人口 | 34,457 | 34,277 | 68,734 | 34,616 | 34,413 | 69,029 | 34,689 | 34,520 | 69,209 | 34,738 | 34,501 | 69,239 | |
| 65歳以上人口 | 7,193 | 8,768 | 15,961 | 7,242 | 8,854 | 16,096 | 7,263 | 8,899 | 16,162 | 7,267 | 8,935 | 16,202 | |
| 65歳以上占める 一人暮らし高齢者の 割合 | 16.3% | 26.8% | 22.1% | 17.0% | 27.4% | 22.7% | 17.4% | 27.7% | 23.1% | 17.8% | 28.5% | 23.8% | |
| 一人暮らし 高齢者 | 65歳以上(再掲) | 1,174 | 2,353 | 3,527 | 1,224 | 2,428 | 3,652 | 1,267 | 2,467 | 3,734 | 1,306 | 2,546 | 3,852 |
| | 70歳以上(再掲) | 754 | 2,026 | 2,780 | 821 | 2,123 | 2,944 | 878 | 2,192 | 3,070 | 938 | 2,285 | 3,223 |
| | 75歳以上(再掲) | 486 | 1,674 | 2,160 | 520 | 1,721 | 2,241 | 550 | 1,785 | 2,335 | 563 | 1,834 | 2,397 |

(出典) 住民基本台帳 (各年4月1日現在)

(2) 要介護認定者数及び認定率の推移

本市の要介護認定者数の推移は近年増加傾向にあり、令和3年4月1日現在で2,587人となっています。特に要介護2から要介護4の区分の認定者が増加しています。

(人)

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 要支援1 | 346 | 386 | 303 | 314 | 302 | 292 | |
| 要支援2 | 416 | 433 | 409 | 401 | 395 | 443 | |
| 要介護1 | 460 | 454 | 458 | 441 | 447 | 438 | |
| 要介護2 | 361 | 383 | 427 | 453 | 468 | 466 | |
| 要介護3 | 320 | 335 | 359 | 378 | 389 | 382 | |
| 要介護4 | 296 | 327 | 344 | 348 | 374 | 346 | |
| 要介護5 | 222 | 201 | 233 | 227 | 234 | 220 | |
| 認定者計 (A) | 2,421 | 2,519 | 2,533 | 2,562 | 2,609 | 2,587 | |
| 高齢者計 (B) | 15,583 | 15,825 | 16,018 | 16,162 | 16,226 | 16,273 | |
| 認定率 (A/B) | 清須市 | 15.5% | 15.9% | 15.8% | 15.9% | 16.1% | 15.9% |
| | 愛知県 | 15.7% | 15.8% | 16.0% | 16.4% | 16.6% | 16.9% |
| | 全国 | 17.9% | 18.0% | 18.0% | 18.3% | 18.4% | 18.7% |

(出典)「介護保険事業状況報告」厚生労働省(各年4月1日現在)

(3) 認知症高齢者自立度の認定者数推移

本市の認知症高齢者自立度の認定者数は、自立度(I)以上の区分において、近年増加傾向にあります。また、自立度区分別では(II b)、(III a)が多い状況となっています。

(人)

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認知症高齢者自立度(I)の認定者数 | 537 | 569 | 535 | 565 | 540 | 565 |
| 認知症高齢者自立度(II a)の認定者数 | 307 | 282 | 284 | 304 | 305 | 331 |
| 認知症高齢者自立度(II b)の認定者数 | 508 | 532 | 565 | 583 | 563 | 624 |
| 認知症高齢者自立度(III a)の認定者数 | 450 | 451 | 462 | 506 | 505 | 587 |
| 認知症高齢者自立度(III b)の認定者数 | 126 | 123 | 128 | 128 | 141 | 161 |
| 認知症高齢者自立度(IV)の認定者数 | 219 | 219 | 227 | 211 | 215 | 241 |
| 認知症高齢者自立度(M)の認定者数 | 59 | 49 | 56 | 49 | 56 | 61 |
| 認知症高齢者自立度(I)~(M)の認定者数 | 2,206 | 2,225 | 2,257 | 2,346 | 2,325 | 2,570 |

自立度の区分の判断基準はP6参照

(出典)「介護保険総合データベース」厚生労働省(各年4月末現在)

認知症高齢者自立度の判断基準

| ランク | 判断基準 | 見られる症状・行動の例 |
|------|---|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 | ————— |
| II | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 | ————— |
| IIa | 家庭外で上記IIの状態が見られる。 | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 |
| IIb | 家庭内でも上記IIの状態が見られる。 | 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等 |
| III | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 | ————— |
| IIIa | 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。 | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| IIIb | 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。 | ランクIIIaに同じ |
| IV | 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 | ランクIIIに同じ |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等 |

3 障害者の現状

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数の推移

精神障害者保健福祉手帳取得者が大きく増加しています。

(人)

| 区 分 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 療育手帳取得者 | A(重度) | 168 | 170 | 181 | 184 | 177 | 173 |
| | B(中度) | 103 | 107 | 103 | 111 | 124 | 129 |
| | C(軽度) | 126 | 124 | 131 | 140 | 161 | 156 |
| | 小計 | 397 | 401 | 415 | 435 | 462 | 458 |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者 | 1級 | 48 | 67 | 71 | 84 | 81 | 85 |
| | 2級 | 343 | 351 | 384 | 386 | 403 | 429 |
| | 3級 | 164 | 152 | 158 | 159 | 175 | 180 |
| | 小計 | 555 | 570 | 613 | 629 | 659 | 694 |
| 合 計 | | 952 | 971 | 1,028 | 1,064 | 1,121 | 1,152 |

(各年度4月1日現在)

4 成年後見制度に関する利用の現状と課題

(1) 成年後見制度利用状況

成年後見制度の後見事件数及び市長申立件数は、ほぼ横ばいとなっています。

① 本市に住所を有する被後見人、被保佐人又は被補助人に係る後見事件数

(件)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 成年後見(※1) | 41 | 47 | 44 | 41 | 43 | 45 |
| 保佐(※2) | 6 | 6 | 5 | 8 | 13 | 12 |
| 補助(※3) | 8 | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 |
| 合計 | 55 | 56 | 52 | 52 | 61 | 62 |

(名古屋家庭裁判所提供各年度12月31日現在)

※1 判断能力が欠けているのが通常の状態の方

※2 判断能力が著しく不十分な方

※3 判断能力が不十分な方

② 市長申立件数

(件)

| 区 分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------------|-------|-------|-------|
| 成年後見 | 2 | 2 | 2 (うち障害1) | 0 | 0 | 4 |
| 保佐 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 補助 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 4 |

③ 清須市社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数（※1）

利用者数は増加傾向にあります。

（人）

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 新規契約者数 | 6 | 7 | 9 | 1 | 5 | 5 |
| 利用者数 | 20 | 20 | 26 | 24 | 25 | 26 |

（各年度3月末日現在）

※1 日常生活自立支援事業とは、清須市社会福祉協議会が実施する事業（実施主体：愛知県社会福祉協議会）で、認知症、知的障害・精神障害等により、日常生活において判断能力に不安のある方に対して、様々な相談に応じるとともに、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理等を行う。

④ 権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談件数

全体的に相談件数は増加傾向にあります。お金に関すること、成年後見制度に関することの相談の割合が大きいです。

（延べ件数）

| 相談内容 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| お金に関すること | 282 | 241 | 201 | 210 | 202 | 376 |
| 虐待（疑い含） | 162 | 183 | 276 | 330 | 269 | 239 |
| 成年後見制度 | 138 | 130 | 131 | 144 | 117 | 246 |
| 消費者被害 | 11 | 14 | 5 | 7 | 0 | 11 |
| 身元保証 | — | — | — | 31 | 50 | 48 |
| 合計 | 593 | 568 | 613 | 722 | 638 | 920 |
| 実人数 | 73人 | 120人 | 96人 | 100人 | 127人 | 114人 |

（各年度3月末日現在）

※身元保証について、平成30年度までは成年後見制度の区分に含まれています。

⑤ 権利擁護に関する障がい者サポートセンター清須への相談件数

（件）

| 区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 延べ件数 | 42 | 63 | 86 | 22 | 32 | 58 |

⑥ 成年後見制度の認知度

「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（令和3年3月策定）の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によるアンケート結果では、成年後見制度を知っている人の割合は37.9%でした。

※調査対象：65歳以上の市民（要介護認定者を除く）4,100件

※有効回収数：2,753件

(2) 成年後見制度の利用支援事業の取組

本市では、成年後見制度の利用助成に関して、「清須市成年後見制度利用支援事業実施要綱」並びに「清須市地域生活支援事業実施要綱」で審判の請求費用、成年後見人の報酬の助成を行っています。

① 高齢者「清須市成年後見制度利用支援事業実施要綱」

| 助成制度の有無 | | 申立者別の助成対象 | | | | 助成対象 | 資力別の助成対象 | |
|---------|----|-----------|----|----|-----|----------|----------|---------|
| 審判請求費用 | 報酬 | 市長申立 | 本人 | 親族 | その他 | 後見・保佐・補助 | 生活保護のみ | 生活保護以外可 |
| ○ | ○ | ○ | — | — | — | ○ | — | ○ |

② 障害者「清須市地域生活支援事業実施要綱」

| 助成制度の有無 | | 申立者別の助成対象 | | | | 助成対象 | 資力別の助成対象 | |
|---------|----|-----------|----|----|-----|----------|----------|---------|
| 審判請求費用 | 報酬 | 市長申立 | 本人 | 親族 | その他 | 後見・保佐・補助 | 生活保護のみ | 生活保護以外可 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | ○ |

③ 報酬助成の利用者数

(人)

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 高齢者 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |

(3) 成年後見制度に関する課題

高齢者人口、ひとり暮らし高齢者数、要介護認定者数、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得者数が増加しています。また、権利擁護に関する地域包括支援センターへの相談件数において、お金に関すること、成年後見制度に関する相談も多くなっています。

今後、認知症高齢者数も増加が見込まれる中、本市における成年後見制度の利用の必要性が高まっていますが、成年後見制度の利用者数は、近年横ばいであり、制度があまり利用されていない状況にあります。

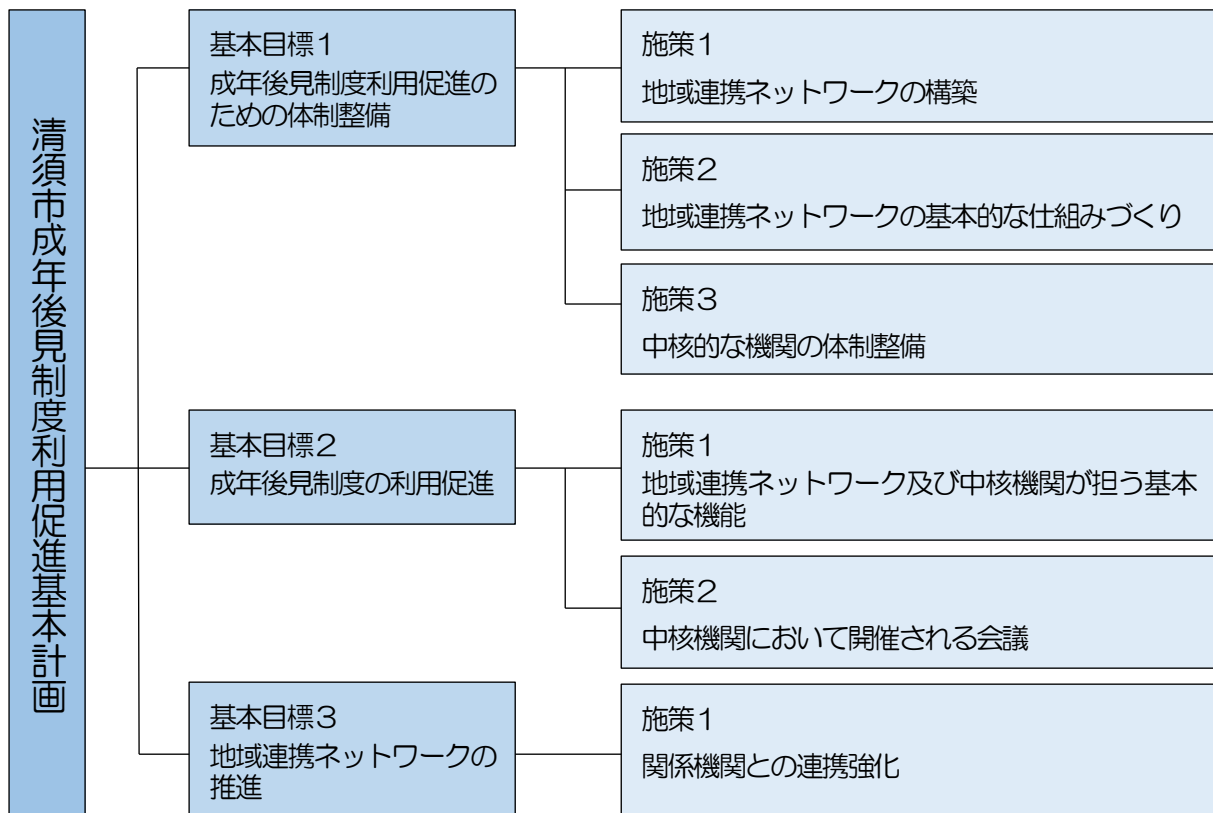
また、成年後見制度の利用支援事業について、高齢者と障害者において制度内容が異なっていることから、事業の整合性を図り、今後は、成年後見制度の周知とともに、制度を必要としている人が利用しやすいよう体制を整備する必要があります。

第3章 成年後見制度利用促進に向けた 具体的な取組

成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者数と比較して著しく少ない状況があります。生活上の大きな支障が生じない限り、制度をあまり利用されていない状況です。また、支援を必要としている人は、判断能力等の状態や自身を取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。

本人らしい生活を継続するためには、地域でこうした状況に気づき、意思決定の支援や必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要です。また、虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になります。

本市においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用することができるよう、本人に身近な親族、医療、地域等の関係者や法律、福祉の専門職団体との連携を図り、権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」、「中核機関」の体制整備を構築します。



基本目標1 成年後見制度利用促進のための体制整備

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、制度の利用が必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みの整備に努めます。

施策1 地域連携ネットワークの構築

(1) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

地域において、民生委員、ケアマネジャー、サービス提供事業者、各種関係機関等を対象に成年後見制度の理解の促進を図るとともに、制度の利用が必要な人を早期に発見し、相談機関や制度に結び付けられるよう努めます。

(2) 相談・対応体制の整備

成年後見制度に関して、市民が身近に相談・対応できる専門の窓口を設置します。

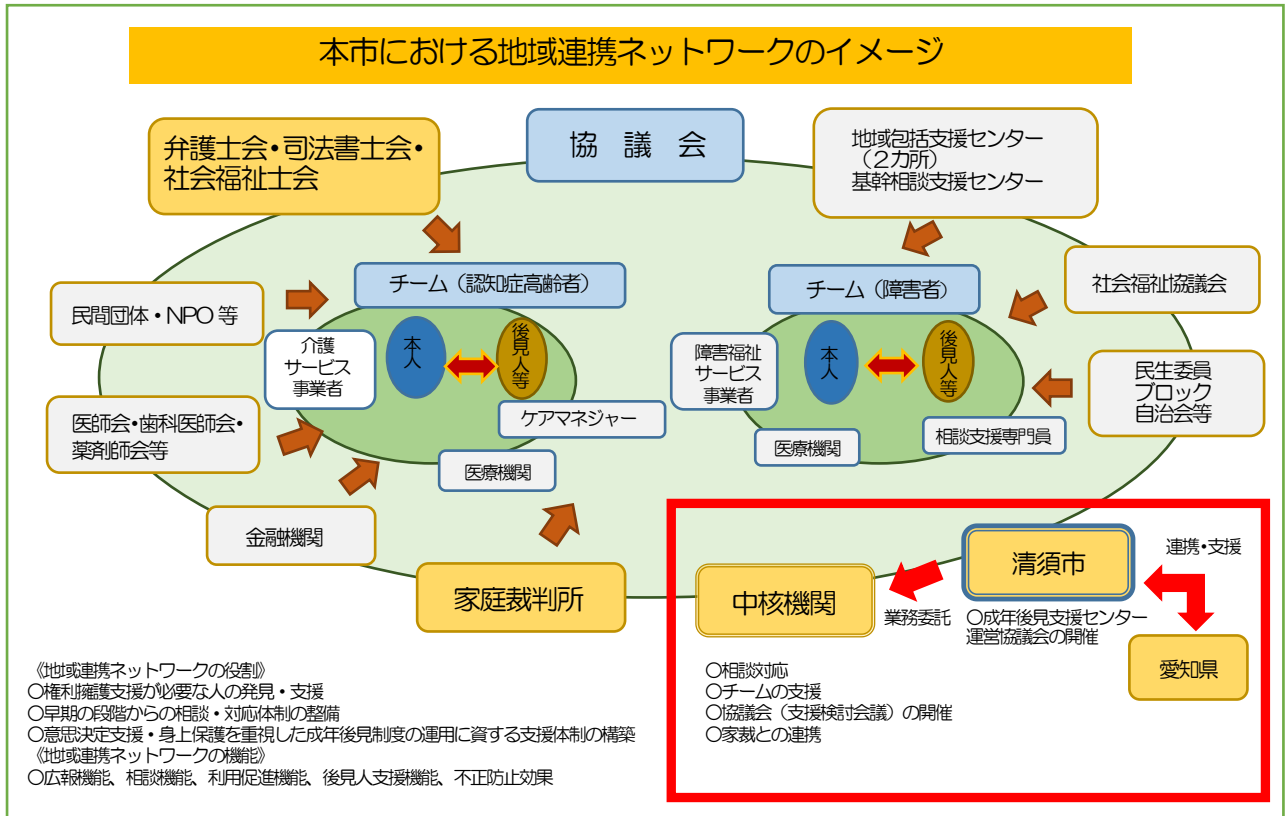
施策2 地域連携ネットワークの基本的な仕組みづくり

(1) 「チーム」による権利擁護支援

権利擁護支援が必要な人（以下本人という。）を中心に、状況に応じて身近な親族や地域・保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握することで、必要な権利擁護支援の対応を行います。また、ケース会議、介護保険サービス担当者会議等の既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に加え、後見人、意思決定に寄り添う人などが参加することで、適切に本人の権利擁護が図られるように努めます。

(2) 「協議会」の体制づくり

後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律、福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力し「チーム」を支えることができる体制づくりを進めます。



施策3 中核的な機関の体制整備

(1) 清須市成年後見支援センターの設置

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として「清須市成年後見支援センター」を設置します。

地域連携ネットワークを整備し協議会等を運営していくためには、その中核となる機関が必要です。中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携、対応強化の推進役としての役割を担います。

① 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられるため清須市内とします。

② 設置の主体

中核機関の設置の主体は、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域関係者の連携が必要となることから、行政が設置することが望ましいと考えられます。

③ 運営の主体

運営の主体は、地域の実情に応じた適切な運営が可能な「地域包括支援センター」、「基幹相談支援センター」と連携が図りやすい機関への委託とします。また、委託先は業務の中立・公平性の確保に留意しつつ、継続的に対応できる機関とします。

基本目標2 成年後見制度の利用促進

施策1 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う基本的な機能

(1) 広報

地域連携ネットワークに参加する司法・行政・福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動を行うとともに、そうした声を挙げるできない人を早期に発見し、支援につなげるよう努めます。

また、中核機関は地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体、機関（愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会、自治会、市役所等）と連携し、パンフレット作成・配布、研修会・講演会等の広報活動が、地域において行われるよう配慮します。

その他、任意後見（※1）、保佐、補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう努めます。

※1 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

(2) 相談

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築し、関係者からの相談対応、後見等のニーズの精査及び見守り体制の調整を行います。

(3) 成年後見制度利用促進

- ・成年後見人受任者調整（マッチング）等の支援
- ・家庭裁判所との連携
- ・日常生活自立支援事業等の関連制度からのスムーズな移行
- ・市民後見人等の担い手の育成・活動の促進 ※将来的に機能を拡充

(4) 後見人支援・不正防止効果

中核機関は、親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、法的な権限を持つ後見人と本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなり、日常的に見守りや継続的に状況を把握し、適切な体制を構築します。

また、成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多くなっていることから、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を構築します。親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備することにより、不正の発生を未然に防ぐよう努め、金融機関へ制度周知を行い、情報提供等の協力を求めます。

施策2 中核機関において開催される会議 ※P12図参照

(1) チーム会議開催・・・随時開催

※国が示す地域連携ネットワークの「**チーム**」に相当する。

チーム会議は、権利擁護支援が必要な人を中心に本人の状況に応じて、本人に身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、意思及び選好や価値観を継続的に把握することで、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。また、ケース会議、介護保険サービス担当者会議等の既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

参加メンバー：家族、親族、ケアマネジャー、サービス提供事業者、後見人、医療機関関係者、福祉機関関係者、民生委員、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、清須市職員

(2) 支援検討会議開催・・・年複数回開催

※国が示す地域連携ネットワークの「**協議会**」に相当する。

支援検討会議は、市長申立等の支援方針を決定し、個別ケースの後見人受任者調整、申立支援等を行います。また、チームでの対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援します。

参加メンバー：弁護士、司法書士、社会福祉士、医療機関関係者、福祉機関関係者、地域包括支援センター職員、基幹相談支援センター職員、清須市職員

基本目標3 地域連携ネットワークの推進

施策1 関係機関との連携強化

(1) 国、県、近隣自治体、家庭裁判所との連携

地域連携ネットワークを推進するためには、国の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、並びに「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って、本市の施策を展開する必要があることから国、県からの情報把握に努めるとともに、会議や研修会等に積極的に参加し、近隣自治体とも情報共有することで、相談、協力体制の構築を図ります。

また、後見人候補者の適切な推薦、後見人への支援ができるよう家庭裁判所とも情報共有等に努めます。

(2) 専門職団体との連携

虐待や消費者被害等の事案が発生した場合や本人の意思決定支援、身上保護等においては、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の専門職団体との連携が不可欠であることから後見人等の受任者調整がスムーズに行えるよう、地域連携ネットワークへの参加を働き

かけます。

(3) 地域との連携

本人らしい尊厳のある生活の継続、地域社会への参加のためには、地域の福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、地域住民等の協力が必要です。日頃から成年後見制度の周知を行うことで、本人を取り巻く地域との連携に努めます。

第4章 計画の推進

1 「清須市成年後見支援センター運営協議会」の設置

計画策定後は施策の進捗状況を「清須市成年後見支援センター運営協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行います。その評価は今後の効果的な計画の推進に役立てるとともに、計画等の見直しを行います。

「清須市成年後見支援センター運営協議会」の所掌事務

- センターの業務内容及び運営体制に関すること
- 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること

参加メンバー：学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、医療機関関係者、福祉機関関係者、民生委員・児童委員の代表者、高齢者福祉関係団体の代表者、障害者福祉関係団体の代表者等

2 成年後見制度の利用助成に関する検討

本市では成年後見制度の利用助成に関して、「清須市成年後見制度利用支援事業実施要綱」、「清須市地域生活支援事業実施要綱」で審判の請求費用、成年後見人の報酬の助成を行っています。

成年後見制度の利用の推進にあたっては、経済的に困窮している市民が制度の利用につながるよう、現在の助成制度の対象者の拡充などの検討を進めます。

3 基本目標の実行計画

| 基本目標 | 取組項目（施策） | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------------|-----------------------------|------------------------|---------------------------------|-------|-------|--------|
| 成年後見制度利用促進のための体制整備 | 1 地域連携ネットワークの構築 | 相談・対応体制の整備 | 相談・対応体制の充実 権利擁護支援が必要な人の発見・支援 | | | |
| | 2 地域連携ネットワークの基本的な仕組みづくり | チームによる権利擁護支援 | | | | |
| | | 協議会による体制づくり | | | | |
| | 3 中核的な機関の体制整備 | 清須市成年後見支援センターの設置 | | | | |
| 成年後見制度の利用促進 | 1 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う基本的な機能 | 広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援 | | | | 不正防止効果 |
| | 2 中核機関において開催される会議 | チーム会議・支援検討会議 | | | | |
| 地域連携ネットワークの推進 | 1 関係機関との連携強化 | 地域、専門職団体との連携 | | | | |
| | | 国・県、近隣自治体、家庭裁判所との連携 | | | | |

4 評価指標

| 指標 | 考え方 | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和8年度) |
|------------|--|----------------|----------------|
| 成年後見制度の認知度 | 成年後見制度を知っている人の割合（％） 【アンケート調査で成年後見制度の認知度について「よく知っている」「だいたいの内容は知っている」と回答した割合】 | 37.9% | 60.0% |

(清須市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

資料編

1 計画策定経過

| | 日 程 | 内 容 |
|-----------------------------------|---------------|---|
| 第1回 清須市 成年後見センター 設立準備委員会 | 令和4年 6月9日 | 議題 1 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について 2 清須市成年後見センターの設立（案）について |
| 第2回 清須市 成年後見センター 設立準備委員会 | 令和4年 10月4日 | 議題 1 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）について 2 清須市成年後見支援センターの概要（案）等について 3 成年後見制度利用に関する助成について 4 パブリック・コメントの実施について |
| 第3回 清須市 成年後見センター 設立準備委員会 | 令和5年 3月17日 | 議題 1 第2回清須市成年後見センター設立準備委員会におけるご意見と回答 2 清須市成年後見制度利用促進基本計画（案）及びパブリック・コメント手続実施状況について 3 清須市成年後見支援センターの概要等について 4 清須市成年後見支援センター設置要綱（案）及び清須市成年後見支援センター運営協議会設置要綱（案）について |

2 設立準備委員会設置要綱

清須市成年後見センター設立準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市成年後見センター（以下「センター」という。）の設立に関し必要な事項を検討するため、清須市成年後見センター設立準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) センターの業務内容及び運営体制に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 準備委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 医療機関関係者
- (4) 福祉機関関係者
- (5) 民生委員・児童委員の代表者
- (6) 障害者福祉関係団体の代表者
- (7) 健康福祉部長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日からセンターの設立の日までとする。

(委員長等)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(庶務)

第6条 準備委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

3 清須市成年後見センター設立準備委員会委員名簿

| 区分 | | 機関名 | 氏名等 |
|----|-------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 学識経験者 | 学校法人佑愛学園 愛知医療学院短期大学 | 副学長 小川 由美子 |
| 2 | 司法関係者 | きよす総合法律事務所 | 弁護士 児玉 享 |
| 3 | | 公益社団法人成年後見センター リーガルサポート愛知支部 | 司法書士 河村 年美 |
| 4 | 医療機関関係者 | 医療法人はあと はあと在宅クリニック | 院長 渡邊 栄彦 |
| 5 | | 医療法人生寿会 五条川リハビリテーション病院 | 医療ソーシャルワーカー 高杉 英明 |
| 6 | 福祉機関関係者 | 社会福祉法人 西春日井福祉会 | 法人事務局事業推進課長兼 居宅介護支援事業所所長 中出 学 |
| 7 | | 一般社団法人 愛知県社会福祉士会 | 社会福祉士 田中 真琴 |
| 8 | 民生委員・児童委員 の代表者 | 清須市民生児童委員連絡協議会 | 連絡会長 後藤 憲治 |
| 9 | 障害者福祉関係団体 の代表者 | 清須市中心身障害者福祉協会 | 会長 太田 良治 |
| 10 | 関係行政機関の職員 | 清須市 | 健康福祉部長 加藤 久喜 |
| 1 | オブザーバー | 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 地域福祉部生活支援室 | 専門員 中上 陽子 |
| 2 | オブザーバー | 社会福祉法人清須市社会福祉協議会 | 事務局長 山内 真弓 |

(令和4年4月1日現在)